

出入国在留管理庁長官 殿

東京出入国在留管理局長 殿

東京出入国在留管理局成田空港支局長 殿

スリランカ出身庇護希望者の港湾等における取扱いに関する要望書

2019年6月18日

全国難民弁護団連絡会議

東京入国管理局成田空港支局は、平成30年11月16日、依頼文書「セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うこととなったスリランカ人に対する取扱いについて」を発出し、スリランカ出身者による難民認定申請の縮減が急務であると明示し、その運用を行っている。近年、真の難民を迅速かつ確実に保護するという名のもとに、難民認定申請を抑制または制限するさまざまな運用改正が行われているが、このスリランカ出身の庇護希望者を標的とした運用は、難民を確実に保護するという目的に反するのみならず、難民条約の規定に違反する疑いがあり、看過できない。全国難民弁護団連絡会議は、同依頼文書の撤廃とその運用についての即時中止を求める。

1 経緯

東京入国管理局成田空港支局は、入管庁難民調査部門からの依頼として、平成30年11月16日、各審査部門首席審査官宛てに前記標題の文書（以下「本件文書」という。）を発出し、「短期滞在」で上陸申請をしたスリランカ出身者に対し、①在留期間内に本国に帰国するか否か、②帰国困難な事情があるか否か（庇護を求めるか否か）、③虚偽の記載をした場合に当局の審査において不利益を被ることがある旨を理解したか否かを確認する確認票（日本語／シンハ

ラ語／タミル語)に記載・署名させる運用を行っている。

なお、この運用は、入管庁本庁によると、現在はスリランカ出身者に対してのみ行われている。

さらに、スリランカ出身の庇護希望者の代理人を含む複数の情報筋によると、在留資格「短期滞在」を受けて上陸したスリランカ人が東京入国管理局又は名古屋入国管理局で難民認定申請をしようとした際、上陸時に前記確認票に署名をしていることを指摘されるなどし、難民認定申請書を受理されなかった事例が複数報告されている。

2 問題点

(1) 難民認定申請の抑制の目的のために難民の確実な保護という難民条約の目的が無視されていること

本件文書は、スリランカ出身者による難民認定申請の縮減が急務であるとして、難民認定申請の削減という入管庁の本音を露骨に掲げている点が懸念される。

本件文書は、スリランカ出身者を対象としているが、近時も、大阪地裁で勝訴確定後に再び不認定処分を受けたスリランカ難民について、2018年に東京地裁及び東京高裁で再勝訴の判決がされており、現在もスリランカが安全とは言えないことが示されている。

それにも関わらず、入管庁は、短期滞在中で入国しようとしたスリランカ出身の庇護希望者について、前記のような取扱いを行っているものであり、難民の確実な保護という難民条約の目的が全く無視されていると言わざるを得ない。

(2) 本件文書が難民申請者の実情を看過したものであることについて

また、本件文書は、「短期滞在」で上陸時に庇護を求める意思を明らかにしなかった者について、その後の難民認定申請を制限しようとしており、いるが、このような取扱いは、難民申請者の実情を看過したものである。

この点、2005年施行改正前入管法のいわゆる60日ルールが争われた事件において、東京高裁は、難民申請者にとって難民認定申請が重大な決断を要する上、難民の中には、証明資料を所持しないまま自ら難民である旨を明らかにした場合には入国を拒否されてその場ですぐに送還されるなどの危惧を抱くなどして、直ちに難民認定申請をするのではなく、何よりもまず平穩に日本に入国することを望む者がいることを指摘していた。

本件文書におけるスリランカ出身庇護希望者に対する取扱いは、こうした難民申請者の実情を何ら考慮していない点においても、大きな問題点を有している。

(3) 出身国による差別の禁止（難民条約 3 条）およびノンフルマンの原則（同 31 条）に違反するおそれがあること

さらに、本件文書のように、在留資格「短期滞在」からの難民認定申請が多いとの理由でスリランカ出身者のみを一律に制限の対象とすることは、出身国による差別なしに条約を適用することを規定した第 3 条に違反している疑いがある。

その上、上陸時に難民認定申請をしなかったスリランカ出身庇護規模者について難民認定申請を受理せず、その結果、いまだに安全とは言えず、迫害の受けるおそれのあるスリランカに帰国せざるを得ない状況に一律に追い込むことは、難民（難民認定前を含む）の迫害国への送還を禁じた第 33 条（ノンフルマン）に違反している疑いがあるものである。

3 まとめ

港湾における一時庇護上陸許可や仮滞在の許可数が著しく少ない又は全くされず、港湾において庇護を求めることが難民／庇護希望者に著しい不利益を生じさせ得る現状において、上陸時に庇護を求める本運用には制度的な無理がある。スリランカ出身者に対する本運用のような運用をする前提として、まずは港湾で庇護を求めることが難民／庇護希望者の有利になる仕組みが構築す

されなければならない。

以上のことから、全国難民弁護団連絡会議は、この運用をスリランカ出身者以外に拡大することなく、本依頼文書を撤廃し、本運用を即刻中止するよう求める。

併せて、既に確認票に記載・署名して上陸した後に庇護を求める者については、難民認定申請の受理や難民該当性の判断を含む難民認定審査において不利に取り扱うことのないよう強く要請する。

以上

本要望書に関する問い合わせ先

全国難民弁護団連絡会議

東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4 階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 F A X：03-5312-4543

Eメール：jlnt@izumibashi-law.net